第３回　湯沢町宿泊税導入検討委員会　議事要旨

日　時：令和８年７月 13 日９時 30 分～
会　場：湯沢町役場　議会第２会議室
参加者：委員９名 事務局７名

１．開会

事務局より開会を宣言。出席者及び資料について確認。

２．委員長あいさつ

（梅川委員長）第３回検討委員会の位置づけについて

前回の第２回は５月 21 日の開催だったということで時間が空いたが、その間に各エリアへの地域説明会や、事業者アンケートといった様々なことがあった。本日はそれを踏まえた会議となると思う。これまでの２回の委員会は、非常に熱心かつ真摯な議論をしていただいたと思っている。特に入湯税との使途のすみ分けや、町が目指す観光の視点として、観光地としての質の向上や、未来への投資といった成長の視点が議論に入ってきたところで、非常に力強く感じている。

今回は第３回ということで、一番重要になってくると思っているが、宿泊税の使途や制度の概要を固めていきたいと思うので、また忌憚のないご意見をいただきたい。

全国的な流れとしては、野沢温泉村、沖縄県、東京都あたりが、インバウンドの状況や経済の変化を踏まえて、定率制を選択するという流れが少し出てきたところかと思う。それらを踏まえ、湯沢町にふさわしい制度について考えていきたい。

3．議事

（1）前回の検討委員会の振り返り・スケジュール確認

資料に基づき事務局から説明（検討委員会のスケジュール、前回の検討委員会・地域説明会・アンケートで出た意見、及び導入に向けた懸念事項・課題への対応について）

（A 委員）旅館組合の見解

（入湯税の運用を継続的に見直す仕組みを作ることについて、）旅館部会が求めていたことが盛り込まれていたので、旅館部会の意見もまとめることができるのではないかと思う。ただ、継続的に検討していくことを「提言する」という内容だが、提言ではなく「付帯決議」というように縛りを求めたい。

→（事務局）

提言というのは、検討委員会から町に対する会議の結論としての意見という形で書

かせていただくということなので、その点は了承いただきたい。

→（梅川委員長）

検討委員会の提言というのは軽くないと思う。町長や町の幹部にも納得いただける内容だと思っている。提言という表現でも、役場にはしっかりと受け止めていただければと思っている。

（B 委員）エリア間の公平性について

使途の納得感とエリア間の公平性というところが重要。湯沢町は、５つの村が合併して生まれた町なので、どうしても地域間によって考え方に差がある。なので、可能であれば地区ごとに使途を検討するような部会があったらいいと思う。ある地区が考えた使途に、他の地区から異論が出ると意見がまとまらないし、場合によっては地区間の対立になることも考えられる。

現在の湯沢町観光まちづくり機構の中にも３つの支部があるので、それぞれに使途を決められると、エリア間での公平性について納得感が出ると感じる。

→（梅川委員長）

エリア間の話は、歴史的な背景を踏まえたものだと思うので、工夫はいると思う。ただ、あるエリアで重点的に投資を行いたいということもありうると思うので、単年度で解決するのではなく、ある程度の期間の中で公平になるようにするという時間軸を入れていく必要があると思う。

→（C 委員）

エリア間の公平性というのは、宿泊税活用会議の制度設計でかなりの部分が解決できると思うので、そこでどういう仕組みにするか考えるのが良いと思う。

→（D 委員）

三俣・三国地区も、自分たちの地区が放っておかれないかということを懸念している事業者の方が多い。エリア間の公平性をどうするかというのはすごく大事だと思っている。

→（E 委員）

入湯税の件は、私も納税義務者として、提言を重く受け止めていただくべきというA 委員の意見に大変賛同する。また、エリア間の公平性の部分については、現在も湯沢町観光まちづくり機構がうまくいくように作業しているところなので、ぜひこの宿泊税の議論をきっかけに、いい方向に向くようにしたい。それこそがまさしく湯沢町にとっての未来の投資なのかと思っている。次回の委員会の議題にかかってくるところかもしれないが、しっかりと整理して進めていただければと考えている。

（2）宿泊税の使途

資料に基づき事務局から説明

（梅川委員長）使途と観光振興計画との関連について

事業者アンケートの結果が丁寧に整理されていると思う。使途については、単なる思い付きではなく、湯沢町観光振興計画の中で位置づけられたものにするということだが、計画策定に携われたＦ委員の見解はどうか。

→（Ｆ委員）

湯沢町観光振興計画策定のお手伝いをさせていただいた経緯から、だいぶ前に作った計画が色あせていないか心配になりながら見ていたところ。そういう意味では、10年単位というのは長いので、計画自体をもう少し短いスパンで見直しをかけていくことも必要だと思うし、それに連動して宿泊税の使い道も変わってくると思う。

使途の考え方で示した視点はバランスがとれていていいと思うが、他の自治体でもあるように、いわゆる表向きに出す使途としての重点活用項目についてはこれでいいのかもう少し考慮が必要。あくまでこの重点活用項目の４つは、アンケート結果から導きだされたもの。しかし、アンケートとしては選ばれなくとも、計画の中では重点的に進めていくべき項目というのは他にもある。例えば、観光統計やＤＭＯの組織強化などは、計画を作った時には力を入れていくべきだとしていた項目だが、どうしてもアンケートの結果としては選ばれにくいもの。そういった視点を入れていただく必要はあると思う。

→（梅川委員長）

対外的に示す際には、納税者はあくまで宿泊者なので、宿泊者に還元するような内容を前面に持ってくると示すことが重要。また、確かに統計や組織強化は必ずやっていかなければならないものかと思う。

（Ｃ委員）納税者への説明用のリーフレットに記載される内容について

重点活用項目が、納税者への説明用のリーフレットに記載される内容になるということで、お客様の立場に立つと、「こういうことに使われます」と明言されてしまうと、「それだったら払いたくない」と考える人も出てくると思う。

そう考えると、使途の考え方の「③観光客の宿泊促進、宿泊者の満足度向上につながるものであること」というのが前面に出てくるべきで、重点活用項目の内容は、「例えば今のところこういうものが案に挙がっています」くらいの形にとどめるのが良いと思う。

また、第三者の客観的な意見は必要だと思うので、リーフレットにＱＲコードか何かを貼って、お客様が使途についてアンケートで回答できる形にしてはどうか。そうすれば、お客様からより納得感を得られるのではないかと思うし、事業者の方に説明する際にも、お客様の意見であるとして、客観性が担保されてよいのではないかと思う。

→（梅川委員長）

納得感を得ることは重要。やはり計画が 10 年なので、３年くらいのアクションプランみたいなものがあって、そこに何に使うかが書かれているのが良いのではないかとか思う。

→（B 委員）

確かに、必要のないことをわざわざ示したせいで、必要以上に反発されるということはある。リーフレットやポスターに、具体的な使途を記載し、余計な説明をすることで、かえって円滑に進まないことは考えられる。

→（E 委員）

リーフレットというのは、前回までの資料にも出てきた、仙台や白馬村などのイメージだと思うが、私が仙台市に泊まりに行った時も、ハードペーパーの三角形のものがホテルのフロントにおいてあった。そこでフロントの方に説明を受けたが、観光振興で、地域のためにお客様からお預かりしたお金を使わせていただきますという、非常にシンプルな説明だった。その時に印象に残ったのは、具体的な細かい内容ではなくて、丁寧に笑顔で説明していただけたということだった。

→（D 委員）

リーフレットに記載されるような使途は、細かくない方がいいと思う。事業者アンケートの結果だと「グリーンシーズン、全天候型のプログラムの造成」という回答が多いが、実際に湯沢町にお客様が多いのは冬であり、その冬に来られたお客様が「グリーンシーズン、全天候型のプログラムの造成」と書かれたリーフレットを見ても納得感がない。そうなると、やはり使途の考え方の「③観光客の宿泊促進、宿泊者の満足度向上につながるものであること」というようなことが書いてあったほうが説明しやすいのではないかと思う。

→（C 委員）

ここでの議論をあまり知らない事業者の方や、あるいは宿泊税に反対しているような方が、フロントなどでリーフレットを見ながら説明することを考えると、リーフレットに書かれた内容に反対意見が出るようなものにしないようにしたいと思っている。

→（梅川委員長）

今後、宿泊者に対する調査はまた別途やることになると思うが、そうなると宿泊者の希望も見えてくると思うし、今回の事業者の方々のアンケート結果とバランスを見ていく必要があると思う。先ほどのＱＲコードを使ったお客様アンケートというのもいい案だと思う。

（B 委員）事業者アンケートの回答欄について

アンケートに答えるとき、選択肢がこれしかないのかと戸惑った。また、選択肢のうち３つではなく、もっとたくさん選択できるようにした方がいいと思う。アンケートの取り方、選択肢の選び方は、工夫した方がいいと思う。

（C 委員）使途の考え方の文言について

使途の考え方の成長の視点のところについて、「⑤観光地として質の向上・発展に資するものであること」という表現のうち、「発展」の部分を「成長」にしたらいいのではないかと感じる。「発展」より「成長」の方が、より未来志向的な長期的な視野ということが伝わるのではないかと思う。

（3）宿泊税制度の骨子（3-1.入湯税と宿泊税の使途のすみ分けについて）

資料に基づき事務局から説明

（A 委員）入湯税の使途の長期的な検討の必要性について

入湯税については、別途検討していくということだったと思う。今ここで整理しようとしてもボリュームがありすぎて時間が足りないと思う。ただ、あえて今回申し上げるなら、入湯税に関しても、宿泊税と同じように、エリア間の公平性や透明性の確保というようなものが検討できるのではないかと思う。入湯税がどのエリアで徴収されているのかを把握したうえで、使途を検討すると納得感も出てくると思う。

一方で、入湯税の使途がエリアでやりたいことばかりというのも、本質とずれてくるので、やはり観光振興計画・観光振興の方針に基づいていることも必要。そのため、エリアがやりたいことが、町が目指す観光振興と整合性が取れるように、観光振興計画も同時に見直しを行っていく必要があると思う。そのようにしていけば、入湯税の適切な使途も少しずつクリアになってくると思う。いずれにせよ、今ここで議論するのは難しいと思う。

→（事務局）

A 委員のおっしゃったように、今後、提言の中で入湯税の使途についてまた新たに考えていくことになる。しかし、その前段のステップとして、宿泊税を導入するにあたり、宿泊税と入湯税をしっかりと区分けしているということを総務省などに示していく必要がある。そのための案として、今回３つの案を出させていただいた。

→（A 委員）

資料 15 ページにある各事業に按分して充当するというものについて、何をもって按分するかが非常に重要だと思っている。入湯者が受ける行政サービスを納得できるように分けてから按分比率を導きだす必要があると思う。また、入湯税を鉱泉源の保護管理にしっかりと使っていただきたいとも思っている。

→（B 委員）

A 委員の言う通り、今ここで議論すると収まらないと思う。入湯税については、今行っているような宿泊税と同じようなプロセスを経て決めるべきで、今議論することではないのではないか。

→（田村副委員長）

宿泊税の使途を考える上で、入湯税の使途がある程度決まっている必要があるということだと思っている。

そのうえで、事務局が示した「案１」（「効果的な観光振興を進めるための基盤づくりに関する取組」に入湯税を充当する案）だと、湯沢町観光まちづくり機構の管理運営費等に使われるということだと思うが、きちんと事業費と管理運営費を切り分けできるように整理することが必要。また、今まで観光施設の維持管理費などにも入湯税を充当していたと思うが、案１になった場合、これらに入湯税を充当することができなくなるということか。その場合、財源はどのように確保することになるのか。宿泊税を充当することになるのか。そういうことも含めて、入湯税と宿泊税の使途については、ある程度方向性を出した方がいいのではないか。

→（B 委員）

私が言ったのは、方向性を出さないという意味ではなく、今は結論を出せないから、当面は事務局の案１のままでいくということでよいのではないかということ。

→（事務局）

案１の場合は、今まで入湯税を充当していた観光施設の維持管理費などに宿泊税を充当することになる。

→（A 委員）

今後、宿泊税が導入された後に、入湯税の使途を整理する中で、これまで入湯税が充当されていた既存の事業について、本来は入湯税ではなく宿泊税を充当するべきだという議論になれば、そこに宿泊税を充当することはありうると思う。しかし、その色分け作業は今はできないので、その作業は宿泊税導入後でよいと思っていた。

また、案１でいった場合、DMO の新たな人材のための費用にするということで、いい案だと思うが、各地区の観光協会が合併していないという問題もある。DMO に合併しないと、その分の人件費をみないという仕組みにしないと、今後 DMO が大きく育っていかないと思う。

→（事務局）

案１は、DMO の新たな人材のための費用を計上し、そこに入湯税を充当するというものではなく、今現在町が補助金として湯沢町観光まちづくり機構に支出している約６千万の既存の管理運営費に充当するというもの。

その案に対し、前回の委員会で、DMO の管理運営費やマーケティングというものには宿泊税を充てていくべきではないかという意見があったため、今回、案２として、公衆浴場をはじめとした公共施設の運営及び維持更新費に入湯税を充当するという案を出させていただいた。

→（B 委員）

事務局・役場としては、案１と案２のどちらが望ましいと考えているのか。

→（事務局）

地域からの反発や不満が少ない方がいいと考えている。当初は案１が反発が少ないと考えたために提示させていただいたが、前回の委員会でのお話を伺うと、必ずしも良い案とは受け入れられなかったように思う。どちらの案が地域の方々にとって納得感があるか、委員の皆様のご意見をお伺いしたい。

→（A 委員）

逆に反発を招きかねないことを言うが、旅館部会としては、そもそも宿泊税を導入したら、観光事業に入湯税は必要なくなるだろうと考えている。現在は自治体によって宿泊税の導入状況はまちまちだが、将来的には、全国的に宿泊税が観光財源となっていく流れになるのではないかと思う。そうなったときに、宿泊税が観光財源に充てられるべきであって、入湯税は観光事業ではなく、鉱泉源の保護管理施設の整備や、消防施設や環境衛生施設の部分に按分されるだけなのではないかと思う。これは、これまで地域に説明してきた「既存事業に宿泊税は充てない」ということとは逆行してしまう話なので、反発を招きかねないが、本来はそうあるべきだというのが旅館の意見。

→（梅川委員長）

宿泊税を観光財源とし、入湯税は鉱泉源の保護管理施設の整備等に充てるという事例は全国にある。また将来的には、全国的に宿泊税が観光財源になるという方向性になっていく可能性も考えられるが、いずれにせよまだ先の話になる。その間、確かにあまり反発を生まないような落としどころを探るのが良いのではないかと思う。

→（E 委員）

入湯税の丁寧な見直しをかけるべきという提言になった中で、今後一番議論されるであろうことは、やはり入湯税を鉱泉源の保護管理施設の整備に充てていくようにすることだと思う。そのような状況の中で、今、新たに入湯税をＤＭＯの人件費などに充てることにするというのは、正直なところ違和感がある。

→（事務局）

E 委員の話を踏まえると、今の段階で、これまでの入湯税の使途から大きく変えるべきではないということかと思う。そうなると、案２であれば現在の入湯税の充当方法から変わらないので、当面は案２の通り入湯税を充当することとしたい。

（B 委員）宿泊税の使途の考え方について

民宿部会で取りまとめた意見だが、株式会社の利益剰余金の配分の考え方が参考になると思っている。一般的に、利益剰余金は事業維持のための最低限の費用として 30％ほど使われる。また、成長戦略・成長投資として 20％、株主配当等の利害関係者への還元が 20％、

内部留保として30%くらい使われる。
　この考え方は、宿泊税にも適用できると思っている。それで言うと、湯沢町観光まちづくり機構の管理運営費というのが、「事業維持のための最低限の費用」としての30%に当たるのではないか。そう考えると、宿泊税を湯沢町観光まちづくり機構の管理運営費に充てることはもっともで、入湯税を充てる必要はないと思う。
　入湯税は、とりあえず案2でいくとして、将来的に検討するという方向性でよいのではないか。

（3）宿泊税制度の骨子（3-2.税率・税額の考え方について）

　資料に基づき事務局から説明

（B委員）定率制で導入した場合の税額の端数処理について

　全体的な流れは定率制だということは十分理解しているが、やはり高齢者が多いということで、100円単位くらいに丸まった数字にしてほしい。また、他の自治体の導入事例を提示してもらえれば、定率制にした場合の懸念も払拭できるかもしれない。
　加えて、資料には定率制を導入する場合は新規導入事業者に対してもシステム導入補助金を交付するとあるので、そうであれば定率制でもいいのかもしれない。
　実際に、私のところで使っているシステム会社へ問い合わせをしてみたら、定率制でも定額制でもどちらでも対応できるし、システム改修は不要という話だった。しかし、端数を丸めようとすると話は別だと言われた。もし端数を出したくないなら、料金を千円単位にしたらどうかとも言われた。
→（事務局）
　　事務局内部でも端数処理については様々な意見が出ているところ。
→（事務局）
　　倶知安町は、素泊まり料金の１００円未満を切り捨てて３%を乗じるやり方だが、円単位となる。
→（F委員）
　　定率制を敷く先進自治体でも、倶知安町の他に、野沢温泉村なども計算式がすべて載っている。また、宿泊税の計算アプリのようなものもあるので、そういうものを用意することで、定率制の事務負担の懸念は払拭していけるのではないか。

（A委員）定率制を導入するにふさわしい高付加価値化の計画の必要性について

　旅館部会としても、定率制で導入し、端数は50円ないし100円に整理してもらいたいというのが結論。ただ、その結論が出るまでの議論の中では、世の中がだんだん定率制の流れになってきているとはいえ、湯沢町には定率制は馴染まないのではないかという意見もあった。というのは、定率制を導入している先行地域というのは、高付加価値の超高級旅館があって、価格の差が広がっている地域だと思う。果たして現状の湯沢町がそういう地

域なのかというと、そう思っていない人が多い。
　旅館部会の中では、宿泊税が導入されたら、湯沢町が今後どういう観光地になっていくのかということを検討する場面ができると思うと説明している。この宿泊税の導入を契機に、観光振興計画が見直されていき、湯沢町は高付加価値のお客様を受け入れるような観光地を目指していくのだろうと説明することで、宿泊税は定率制で導入するということで理解を得た。
　今後は、その高付加価値化を目指していくということが重要なミッションになる。それができないのであれば、定額制に戻るのではないかとも思っている。
→（梅川委員長）
　導入した宿泊税制度を継続して見直していくということも、制度の枠組みの中に入っている。３年、５年で見直すという制度になると思う。
　また、公平性の観点から言ったら定率制なのだろう。海外では宿泊料金に対して一定割合を課す制度も多く見られるため、インバウンドの方々にご説明するうえでも、定率制ですぐに理解いただけると思う。そのあたりを踏まえて、更に意見をいただければと思う。

（D 委員）定率制で導入した場合の地域の事業者の負担について

　地域には、宿泊税の導入に懸念を持っている人もいて、中には宿泊税に反対している人もいる。そのような中で、定率制で導入するというのは影響の大きい話で、宿泊税の導入自体が危ぶまれるのではないかという心配がある。
　導入に反対されている方にとっては、比較的簡易な定額制もしくは段階的定額制の方が理解を得やすいのではないかと思っている。高齢の方とかが、アプリがある、システム改修費補助があるというような説明で納得できるか。地域によるとは思うが、そういう方々が営む宿の割合はかなり多いのではないかと思う。どこまでフォローしてくれるかというのが見えればいいが、本当に納得させられるのかという心配がある。
→（B 委員）
　税率の話から逸れてしまうが、宿泊税の導入に反対している方に対しては、県が先に導入する可能性が高いということを説明してほしい。町の宿泊税に反対していても、県が導入すれば、その事務を受けざるを得ない状況であるというのが大前提にある。その前提から話を始めれば、町の宿泊税の導入に反対する人はほとんどおらず、町の宿泊税の制度をどうしていきたいかという議論ができるようになると思う。
→（梅川委員長）
　現実問題としては非常に重要だと思う。やはり市町村が先に導入すれば、県もそれをベースに考えることになるが、県が先に制度設計を進めた場合、市町村側の意向を十分に反映させることが難しくなる可能性がある。倶知安町がまさに良い例で、都道府県に先行して制度を作っていたから、道が宿泊税を導入することになっても、町のやりたいことをしっかりと守りながら対応することができている。

（C 委員）わかりやすい段階的定額制で導入することの是非について

私も、物価高騰など様々な状況の変化がある中で、今後各宿が値上げすることを考えると、定率制の方が将来的には良いのではないかと思う。

ただ、現状では多くの高齢者が営む宿、小規模な宿があると考えた時に、分かりやすいさが一番重要なのではないかと思うので、段階的定額制という選択肢もあると思う。

特に、入湯税の使途を今後議論していくという段階にあるので、まずは段階的定額制で導入し、入湯税の議論が深まった段階で、定率制に移行するというのはどうか。

ただ、段階的定額制といっても、（第２回の事務局案の）２段階というのは少し乱暴ではないかと思うので、３段階、４段階にして、１万５千円、２万５千円くらいで区分を設定してはどうかと思う。

ただ、その際に誤解を招きやすいのは、課税される料金が二食付きの金額で考えてしまう人が多いということ。

→（B 委員）

二食付きで考える人は本当に多い。説明会の資料も、今後は素泊まり料金ということを明記してほしい。

→（C 委員）

最初は段階的定額制で導入し、３年後に定率制に変えるというのは、総務大臣の同意を得る上でハードルが高いものなのか。

→（梅川委員長）

なぜ段階的定額制で先に導入して、なぜ定率制に変更したのかという合理的な理由を説明できるようにする必要はあると思う。

→（C 委員）

宿泊税の導入段階では、入湯税の使途がまだ見直しを要する段階だから、段階的定額制で宿泊税を導入し、入湯税の使途が固まってきたら、定率制に移行するというのはどうか。

→（梅川委員長）

入湯税の使途の見直しを予定しているという理由で総務省が納得するかどうかという話になる。

→（B 委員）

宿泊税を導入するトレーニング期間として段階的定額制を導入し、その様子を見て定率制に変更するということを最初から盛り込むというのはどうか。

→（梅川委員長）

選択肢として無いわけではないが、仮に、定率制を導入している市町村が全くない中で初めて導入するというような状況ならともかく、既に先行事例がいくつも出ている現状では、最初から定率制でいいのではないかという話になろうかと思う。特に、一番代表的な東京都が定率制となる状況にもある。

→（E 委員）

東京都をはじめ、定率制の波がここまで来ているという背景がある中で、数年後を想定すれば、定額制が色あせるということは間違いなく起きるだろうと思う。そうであれば、数年後に再度大変な労力をかけて定率制に移行するよりも、最初から問題をしっかり解決して、税収が上がる選択を取るべきではないか。役場としても、そういう熱意を示していただきたい。

→（事務局）

最初に定額制で導入し、その後定率制に移行しようとしたとき、その間に県が宿泊税を定額制で導入すると、何か制約が出てくるというようなことは考えられるか。

→（梅川委員長）

倶知安町は、最初２％で導入し、道が定額制で導入した時に、道税を含めて３％に上げた。そのような例はある。

→（田村副委員長）

野沢温泉村のように、長野県は定額制で、村は定率制という例はあるように見受けられる。

私は、今回わかりやすさから定額制でスタートしても、3、4 年後には必ずまた定率制の議論が出てくると思う。その時に、もう一度またこの議論をして、地域に説明に回るというのは二度手間になると思う。

→（梅川委員長）

制度が確定してから導入するまでの期間を長めにとって、計算のやり方やシステム導入補助のようなところを行政として丁寧にやるというような形にすれば、初めから定率制でもよいのではないか。

そうすれば二度手間が無くなるし、国際的な潮流にも対応できる。

なにより重要なのは、定率制は、事業者の皆さんが努力して ADR（客室平均単価）を上げていくことによって税収が増える制度であること。この様なモチベーションが上がる税制というのは、個人的な意見としては、一番望ましいものであると思う。

→（C 委員）

よく考えたら、（定率制にした際に特に負担を懸念していた）高齢の方が営むような小規模施設は、基本的に素泊まり料金は固定だと思う。そう考えると、人数×一定価格だから、そんなに手間じゃないかもしれない。

→（B 委員）

せいぜい 2～３種類。年末年始、フジロック期間、平日かどうか。

→（C 委員）

あとは、一部屋にシングル利用なのかどうか、というぐらいなので、そう考えると、「あなたの宿はこれかこれですね」と言えれば、定率制でもそこまで不便ではないのかもしれない。

→（事務局）

定率制にした場合、端数処理をすれば、料金帯と税額の対応表を作成する

ことができると思っている。そのようにすれば、小規模施設で細かい計算をする必要はないのではないか。また、高齢者が営む小規模施設については、定額制よりも税額が低くなる可能性さえある。

→（E 委員）

１円単位の定率制にした場合と、端数処理をした場合に税収にどのくらいの差が出るのかといった試算を出していただく必要があると思う。

→（B 委員）

端数は、入湯税と同様に 50 円単位にしていただければ問題ないと思う。

→（G 委員）

うちのホテルの場合は、客室タイプが非常に多いし、シーズンごとの料金も様々であるため、一覧表のようなものでは対応できないと思う。また、国内ＯＴＡ、海外ＯＴＡ、自社サイトなど様々なチャネルがあるため、現場からは、定率制にした場合には詳しく説明を求められると手間であるという声が出ている。それであれば、「宿泊料金がいくらからいくらの間なので、税額はいくらです」という方が説明はしやすい。

ただ、最初に段階的定額制にして、あとから定率制に変えるというのは、またシステムへの登録などの作業が発生するので、同じ制度である程度長くやってもらわなければならない。

（A 委員）定率制にする場合の入湯税あり方について

入湯税の使途やあり方について今後議論していくこととするということで、定率制に賛成できるのではないかと考えている。しかし、もともと旅館部会では、入湯税を 150 円から 100 円に減額したうえで定率制に賛成するという意見だった。ここで宿泊税が定率制に決まった後で、果たして入湯税の減税というのが実現できるのかというと、非常にハードルが高い課題だと思うが、入湯税の減額が宿泊税の定率制に賛成する条件だったという旅館部会の意見は、最後に申し上げておきたい。

（D 委員）地域の方々が納得できるような説明の必要性について

（定率制で宿泊税を導入するとしたら、）地域の事業者の方々が納得できる説明や資料を用意していただけるかが重要だと思う。それで事業者の皆さんが納得して、制度を導入できるのであれば、私もそれでいいと思う。

（梅川委員長）定率制で宿泊税を導入することについての総括

なんとか、最初から定率制でチャレンジしようということでまとまったと思う。ただし、事業者に対する説明、手引書、ガイドライン等をしっかりと準備することが前提となる。また、システム補助金も、新規導入も補助対象にするなどして、なるべくハードルを下げ

るということを前提にして、定率制で行くという結論でいかがか。
→（B 委員）
民宿部会もおそらく合意できると思うので、その方向で進めてもらって構わない。率については、だいたい 3%くらいになるだろうということは、民宿部会でも言ってあるので、その点についてもおそらく問題は起きないと思う。
それ以上に、小規模事業者からは、システム事業者を紹介してくれという話が出ると思う。その時に、湯沢町観光まちづくり機構に、宿泊税に対応しているシステム事業者を何社か見繕って、資料を集めて紹介する機会を設けていただきたい。
→（E 委員）
まさしく今回の議論で、その点が一番大きな命題になったと思うので、ご指導いただきながら進めていきたいと思う。

（B 委員）電子納税の普及促進について

入湯税・宿泊税に関して、納税するときの電子納税をしっかりと普及させていただきたい。実際、入湯税の納税の電子申告にチャレンジしたが、言葉の意味が分からないものがあったりして挫けた。コンピューターの仕事をしている私でも難しくて挫けたから、そうでない人たちにはもっと難しいと思う。システムエンジニアがいないほとんどの事業者にとっては電子申告のハードルが高いと思う。もうちょっと簡単にできるようにしてほしい。言葉の説明をすることなども含めて、普及に力を入れてもらいたい。定率制にするなら、なおさら電子納付につなげる必要があると思っていて、宿のシステムから吐き出したデータを使って、そのまま申告等できるような形に整えてもらいたい。
→（C 委員）
それは大賛成だが、それに加えて、町と県が行っている宿泊統計と連動させてほしい。これまで収集できていなかったデータも取得できるようになると思う。

（3）宿泊税制度の骨子（3-3.特別徴収義務者の負担軽減について）

資料に基づき事務局から説明

（梅川委員長）特別徴収義務者報償金の考え方について

特別徴収義務者報償金は、一般的に、事業者にしてみれば多いほどいいが、行政側からすると少ないほどいいものなので、そのせめぎあいの中にある。例えば、ある自治体では、インバウンドに説明するのに手間がかかるということで、率を高めて総務省に了解をもらっているような事例もある。報償金の率を高く設定するのであれば、合理的な理由を立てる必要がある。
→（B 委員）
第 1 回資料の 54 ページにある先行事例を見ると、確かに 2.5%が多いが、それよりも高い率を設定している自治体もある。仮に 3%や 3.5%という率に設定したとしても、

決して逸脱しているということではないと思うし、総務省にいちいち理由を聞かれることもないのではないか。

→（A 委員）

基本の率を 2%にして、電子申告における報償金加算を 2%にしたらいいと思う。

→（B 委員）

私は 3%が基本で、電子申告をしたら 1%を加算し、最初の 3 年間は 0.5 を加算して、4.5%からスタートという形がいいと思う。事業者の立場からすれば、そのくらい要求していきたい。

→（E 委員）

端数処理の話ともかかわってくるから試算が必要だと思う。

→（B 委員）

電子申告 1%というのは効果があると思う。

（F 委員）特別徴収義務者報償金と他の補助金の関係について

事業者の負担軽減は、特別徴収義務者報償金だけではなく、例えば宿泊施設の改修費の補助金を作るとか、宿泊税の大元である宿泊施設を元気にするような補助金を手厚くするということもあるので、その組み合わせで考えていただければいいと思う。先行自治体では、外観の整備に補助金が出る制度を作っていて好評のようである。

→（B 委員）

民宿部会からの意見の中にも盛り込まれている。宿泊税の使途の一つとして、高付加価値化のための宿泊施設の設備更新、内外装の改修、DX 化の補助金に使う。それによって良い循環を生み出すという考えになる。

（4）その他

（B 委員）今後の表現等の注意事項について

様々な資料において、宿泊料金と出てくるが、これを素泊まり料金に統一してもらいたい。また、入湯税にしろ宿泊税にしろ、特別徴収義務者である事業者が、自分が負担しているというようなことを言うことがある。しかし、その税は、あくまで納税義務者から預かっただけのお金だから、右から左に渡せるようにしなければならないはず。役場は、もし事業者が負担しているというようなことを言っていたら、しっかりと反論してほしい。事業者との質疑応答等の中でも、そういう話が出たら、しっかりと否定してほしい。

（C 委員）課税免除対象者が含まれる部屋売りの場合の計算方法について

定率制の場合でも、いわゆる部屋売りをした際に、その部屋の宿泊者に課税免除の子どもなどが含まれる場合に、どのような計算になるかということを調べておいてほしい。